

神奈川県認知症介護指導者連絡会 会則

(名称)

第1条 この会は、神奈川県認知症介護指導者連絡会（以下「本会」という）と称する。

(会員)

第2条 本会の会員は、認知症介護研究・研修センター（以下「センター」という）の認知症介護指導者養成研修を修了した者のうち、神奈川県で活動しているまたは、活動実績がある認知症介護指導者で当会の目的に賛同した者とする。

(目的)

第3条 本会は、認知症介護指導者（以下「指導者」という）の連携を深め、指導者として取り組むべき課題を共有し、指導者の資質の向上及び地位の確立を図るとともに、神奈川県や関係機関との連携を通じて、認知症の人に対するサービスの質の向上や、認知症介護の普及に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条に規定する目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報および意見交流の場を設けて、継続した自己啓発および自己研鑽に努められるよう継続的に支援する。
- (2) 神奈川県等が主催する「認知症介護実践者等養成事業」にかかる指導者の活動を基盤にして、ネットワークを構築すると共に、関係機関と必要な連携を図る。
- (3) 認知症介護に関する様々な課題について、互いに相談や援助しあえる環境を作る。
- (4) 認知症介護実践研修における指導者の役割を明確にして地位の確立を図る。
- (5) 地域社会に対して認知症への理解を促進し、認知症介護の学識や技能を提供することで地域における福祉の推進に寄与する。
- (6) 認知症介護に関する学識や技能の蓄積を図り、会員及び関係者に還元する。
- (7) 本会は神奈川県や他の関係機関と連携を図るものとする。
- (8) その他認知症介護にかかる必要な事業を行う。

(入会)

第5条 入会しようとする者は、認知症介護指導者養成研修修了後、入会の意思を示し、入会の希望があった認知症介護指導者が会員となる。

1 入会の意思を示した認知症介護指導者は次の方法により入会の申し込み及びホームページでの氏名の公表について確認することとする。

(1) 別紙1の「入会申込書」の提出

(2) ホームページへの氏名及び所属事業所の公表についての確認事項への記入

(変更・退会)

第6条 会員は、入会内容に変更がある場合や退会しようとする場合は、すみやかに本会会長に別紙2の退会申出書を提出し、申し出なければならない。

1 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人から申し出があったとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 本会の目的とは逸れた言動により、退会が望ましいと本会員の多数決の議決があった場合

(総会)

第7条 本会は定期的または必要に応じて総会を開催し、必要事項についての議決を行うこととする。

1 総会の開催時期は下記の通りとする。

(1) 毎年度1回(定期開催)

(2) 会長が開催の必要性を認めたとき。(臨時開催)

2 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。

3 議決に関しては、出席者の過半数の賛成をもって承認される。

(役員)

第8条 本会には、次の役員を置く。

1 会長 1名

2 副会長 2名

3 幹事 2名以上

(役員を選任、任期)

第9条 会長および副会長は、本会総会において選出する。

1 役員任期は2年とする。ただし、役員本人より退任の申し出があった場合には第7条1項(2)の臨時総会で新役員を選任する。

2 会長及び副会長は神奈川県域の介護保険事業所に所属する指導者が担うこととする。

3 役員を選出にあたっては自薦、他薦を問わない。

(役員の役割)

第10条 会長および副会長は、本会を代表して会務を統括し、神奈川県及び関係機関との連携を図る。

- 1 前各項に定める役割の具体的内容については、会長、副会長が協議の上決定し、必要に応じて会員も協同するものとする。

(会計)

第11条 この会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

- 1 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。
- 2 会長は会計報告書を作成し、総会で会計に関する審議を諮り、承認を得るものとする。
- 3 会費及び寄付金額については、会計年度の活動内容を鑑み、会長、副会長が協議の上決定し、会員に周知するものとする。
- 4 会員から納入された会費及び寄付金等に関しては、会員が年度途中で本会を退会した場合においても返還しない。
- 5 本会の資産において、会員は共有持分権および分割請求権を持たない。

(部会の設置)

第12条 本会は、部会を設けることができる。

(顧問)

第13条 本会は必要に応じて顧問を置くことができる。

- (1) 本会で活動実績のある神奈川県認知症介護指導者
- (2) 本会の目的に賛同する有識者

(ソーシャルネットワーキングサービスに関する事項について)

第14条 本会はソーシャルメディアを活用した広報等を行うこととする。

- 1 本会のソーシャルネットワーキングサービスに関しては、ホームページ他、その他のプラットフォームを活用する。
- 2 ホームページの掲載内容にあたっては、会長の承認を得たのち掲載する。
- 3 本会のソーシャルネットワーキングサービス（ホームページ等）の運用・管理に関しては、幹事が行うこととする。

(事務局の設置)

第15条 本会の事務局は下記の場所に設置する。

横須賀老人ホーム

〒239-0841 神奈川県横須賀市野比 5-5-6

電話 046-848-1761

附 則 1 この会則は、令和5年9月16日から施行する。

附 則 2 この会則は、令和7年6月1日から施行する。